

第44回 子ども・子育て会議

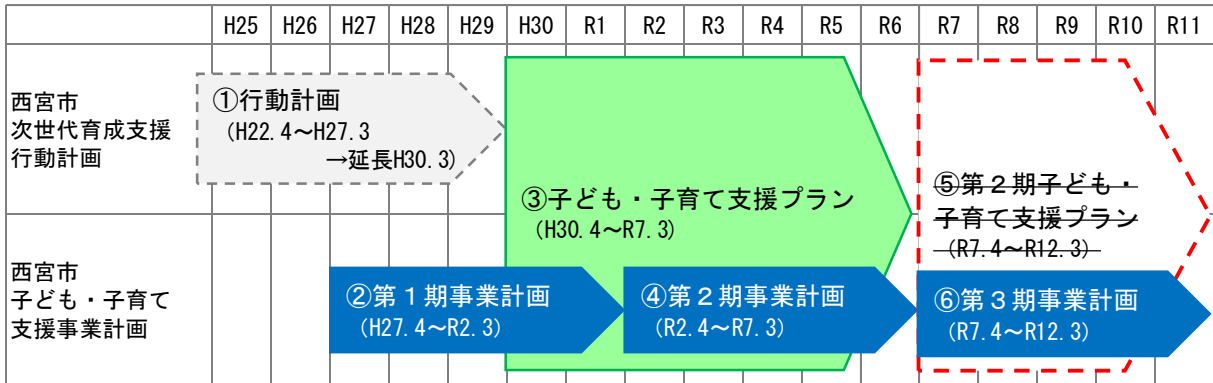
【資料集】

目 次

資料1 審議事項1	・・・1
第2期西宮市子ども・子育て支援プランの構成について	
資料2 審議事項2	・・・4
第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について	

審議事項 1 第 2 期西宮市子ども・子育て支援プランの構成について

1. 概要



- ①行動計画：西宮市次世代育成支援行動計画
 ②④⑥事業計画：西宮市子ども・子育て支援事業計画
 ③⑤子ども・子育て支援プラン：西宮市子ども・子育て支援プラン

現行の子ども・子育て支援プラン（以下、支援プラン）は「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画（法定計画）及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画（任意計画）として策定し、任意の計画も包含している。

次期計画である第 2 期支援プランにおいても、現行の支援プランの構成を引継ぎ策定する予定としていた。

しかし、今般、令和 4 年度一般会計決算において、実質単年度収支が 42 億円を超える赤字となり、財務体質の改善が急務であることが明らかとなった。そこで、令和 5 年 10 月に「西宮市財政構造改善基本方針」を定め、全庁をあげて抜本的な財政構造改善に取り組むこととし、事務事業の取捨選択と効率化の徹底、市独自事業の見直しなどを行うこととなった。

この取組みの中で、第 2 期支援プランについても策定方針を見直し、次期計画においては法律で義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」のみを策定し、現行の支援プランで包含している任意の計画は記載しないこととする。ただし、「地域福祉計画」や「障害福祉推進計画」等との整合性は図るものとする。

【現行】

子ども・子育て支援プラン

- ◎子ども・子育て支援事業計画（法定）
- 次世代育成支援行動計画（任意）

新・放課後子ども総合プラン
（任意）

母子保健計画
（任意）

子供の貧困対策計画
（任意）



【次期計画】

◎第 3 期西宮市子ども・子育て支援事業計画（法定）

（計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）



2. 第3期事業計画における「量の見込み及び確保方策」設定事業

第3期事業計画とは、地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、5年に1度作成する必要がある。第3期事業計画の作成にあたっては、国が示す『「量の見込み」の算出等の考え方』を基に、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施し、令和7～11年度における幼稚園や保育所、16の子育て支援事業の必要受け入れ枠等を算出する。

なお、任意記載事項については、法定ではないため記載しない。

事業の名称	本市における事業の名称等	算出方法
幼稚園、保育所などのニーズ		アンケート
地域子ども・子育て支援事業		
①利用者支援事業	利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	地域の状況や実績等
②時間外保育事業	延長保育事業	アンケート
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業	地域の状況や実績等
④多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援事業 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業	地域の状況や実績等
⑤放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター	アンケート
⑥子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業	アンケート
⑦乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業	地域の状況や実績等
⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業 西宮市要保護児童対策協議会	地域の状況や実績等
⑨地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	アンケート
⑩一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業	アンケート
⑪病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料金助成	アンケート
⑫子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業	アンケート
⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業	地域の状況や実績等
⑭子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	地域の状況や実績等
⑮児童育成支援拠点事業	未実施	地域の状況や実績等
⑯親子関係形成支援事業	未実施	地域の状況や実績等

＜任意記載事項＞ ※子ども・子育て支援法第61条第3項から抜粋

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ②保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

④地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

3. 今後のスケジュール

	令和5年度			
	41回 7/20	42回 10/16	43回 11/7	44回 2/1
第3期事業計画の策定				
(1) 現支援プラン等の検証	○	○	●	
(2) 基本的な考え方				○
(3) アンケート項目の検討、実施、分析等			○	
(4) 計画に記載する事業等の決定				●
(5) 量の見込み及び確保方策				
計画案に係る審議				

	令和6年度						
	5月	7月	8月	10月	11月	12月	2月
第3期事業計画の策定							
(1) 現支援プラン等の検証							
(2) 基本的な考え方	●						
(3) アンケート項目の検討、実施、分析等	●						
(4) 計画に記載する事業等の決定							
(5) 量の見込み及び確保方策	○	●					
計画案に係る審議		○	○	◎		■	●
現支援プランの評価					○	●	

※ ○=審議、◎=素案の確定、■=パブリックコメントの実施、●=審議終了（確定）

審議事項 2

第 3 期西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について

1. 基本理念（めざすべき姿） 現支援プランから修正なし

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

2. 基本的な視点（大切にしたい思い） 現支援プランから修正予定

国では令和 5 年 4 月に子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、「こども基本法」が施行された。

また、こども基本法に基づき、子供政策を総合的に推進するため、政府全体の子供施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和 5 年 12 月に閣議決定された。

「こども基本法」や「こども大綱」で示されている考え方や方針などを踏まえ、次のとおり修正する。

現 行	修正案
<p><リード文></p> <p>本計画の策定にあたり、<u>西宮市子ども・子育て支援事業計画及び西宮市次世代育成支援行動計画</u>で定めた基本理念や基本的な視点を引継ぎ、<u>また西宮市子ども・子育て会議やアンケート結果などにおける様々な意見を踏まえ、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子供中心に考える”</u>といった子供の視点に立った取組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する 4 つの基本的な考え方を定めました</p>	<p><リード文></p> <p>本計画の策定にあたり、「西宮市子ども・子育て支援プラン」で定めた基本理念や基本的な視点を引継ぎ、「国が目指す“こどもまんなか社会”の実現に向けて、子供の視点に立った取組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する 4 つの基本的な考え方を定めました。</p>

現 行	修正案
<p>(1) すべての子供が健やかに成長する社会をめざします</p> <p>しっかりと愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。</p>	<p>(1) すべての子供が健やかに成長する社会をめざします</p> <p>しっかりと愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。</p>
<p>(2) すべての子供の幸せを第一に考えます</p> <p>社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。</p> <p>また、子供の<u>権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取組みを進めていきます。</u></p>	<p>(2) すべての子供の幸せを第一に考えます</p> <p>社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。</p> <p>また、子供の<u>意見を尊重し、権利の保障や利益を実現する取組みを進めていきます。</u></p>
<p>(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします</p> <p>子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、<u>それぞれの家庭のニーズにあった支援を行い、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</u></p>	<p>(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします</p> <p>子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、<u>子供や保護者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行い、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</u></p>
<p>(4) まち全体で子供を育みます</p> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、<u>まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。</u></p>	<p>(4) まち全体で子供を育みます</p> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、<u>「宮っ子つながり支える条例（仮称）」に基づき、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たちの意見を聴き、参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。</u></p>